

# カール・アイネルト『十九世紀における手形取引の

## 需要に応ずる手形法』(四)

庄子良男 訳

### 第六節

商品の買主が彼の売主に(彼〔買主〕)がそのために流通に  
おいた(手形を送付するときは、全く見誤る余地なく、手形  
がここではただ支払手段として取り扱われることが示される。  
売主を満足させなければならず、そしてこのことを全く信頼  
して意図する買主は、仲立人に対して、彼〔買主〕に債務を  
負った金額の高で(彼〔仲立人〕がハンブルク手形、アウク  
スブルク手形、ブレーメン手形などという種類の表示でもつ  
て証券に記すところの)手形を割り当てることを委託する。  
それゆえこの場合、これらの場所の一つを示す為替手形であ  
ること以上には何も問題とはならず、せいぜい、ここでは課  
題は、さらには、証券が長期のものか短期のものか、そして  
また作られた証券であるか(銀行家によって裏書された証券  
か、または、銀行家によって引き受けられた証券か)に、向

けられうる。しかし何が全く問題にならないかといえは、そ  
れは手形を振出し、または、裏書し、あるいは、手形を引き  
受けるところの者の個性である。仲立人は、彼がそれを見出  
す場所で証券を論ずる。そして商品の買主は、証券が不確か  
で疑わしい商館のものではないという問題に關してはただ消  
極的な関心のみを有するにすぎない。ただ良い裏書が手形上  
にあるときは、彼はすべての疑いを超えて安心できる。彼は  
手形を買い、それを現金をもって支払う。誰が振出人である  
か誰が支払人であるかを心配せずに、そして、いまや彼は手  
形を売主に送付し、そして売主から受領の日の相場に従った  
手形の金額について信用を受け取るのである。このような経  
過のもとでは、彼がそのような取引においてただ手形をもつ  
てする彼の債務の支払を実行するという以外の考えに余地を  
与えることは完全に不可能である。彼自身は、ただ手形を彼

の債権者に送るために手形を買うのであって、取引全体において、すべてが異常なく行われるならば、手形が存在しない場合に彼が現金の送付をもって実現させるに違いないところのもの以外の、すなわち、彼の債務の免脱以外の何もかも達成されないのである。

### 第七節

もし商品取引において〈商品の発送者が、売買代金について、買主または〈発送者に買主によって通知された〉商館を支払人とする手形を振り出すことが指示されるといふ〉第三の場合が生じるときは、その場合には、むしろ〈商品の発送者はこの方法で手形債権を帳簿上の債務の代わりに保持すべきであること〉そして〈それゆえ手形はいわば担保手段として登場すること〉の推定が生じうる。ひとは、すなわち、こゝとがらを〈商品の発送者が受取人に(状態に従つては一ヶ月)または二ヵ月から三ヵ月までの信用を、〈受取人がそれに対して手形債務を引き受けるか、または、おそらくまさに(通知された支払人といふ)第三者の人格において一人の保証人を手形法に従つて立てるゆえに〉、承認する〉というように考えることができる。そのような顧慮は、時として十分に起こりうるかも知れない。ひとは、買主の計算で引受をもちたすべき者が、その者へと商品が行くところの運送業者である

ということをし、きわめてしばしばみる。そこでは、まさに最もしばしばこのような意図が存在するのが普通である。しかしこのことがたとえ時折起こるとしても、それは当事者のひそかな計画でありうる。しかしそれは一般原則ではない。そのことは、既に、利害関係人自身によってそのような顧慮が行われるところで観察されるところの手續きにおいて言明される。商品債務は、いずれにせよ支払われており、そして、売主が振り出した日付のもとで支払われている。すなわち、手形は、証券が振出の日には有した相場に従つて、買主の信用へともたらされるのである。AがBに一〇〇〇ライヒスターレルで商品を売却し、そしてAが、Bの計算でCを支払人として為替手形を振り出すことを指図されるときは、手形は、商品の送付の日によって日付記載される。Cがハンブルクの銀行家であるとするときは、Bに対してAによって、送付の場所で、ハンブルクの証券が比較された時点で有したところの相場に従つて差し引かれる。

たとえ〈それらのゆえに手形が交付される〉いかなる諸関係から債務が生じているのであろうとも、手形は、その債務をいずれにせよ消滅させ、そしていずれにせよその帳簿からの抹消を惹起する。債務者が〈彼が手から振出した〉手形を送るときは、相場に關して特約がないときは、この種類の手形が受領日に受領地の相場に従つて通用した限りで、貸方に

記入される。同じことは、債務者が買った手形を送付した場合に、妥当する。至るところで、ひとは、その場合、商品の代わりに与えられた手形が、手形を受け取った者の手中においてもまた直ちに金銭であり、支払手段としての使用を保証する、という見解から出發している。

## 第八節

手形の大部分は、むしろ、商品を支払うために手形が振出されることによって、ただ記載された方法で商品取引から生ずる。しかしそれでもやはりこのことは、手形の創造に原因を与えるところの唯一の諸關係ではない。ひとは、むしろ極めてしばしば（何らかの同一または類似の取引關係が先立つて行われることなしに手形が創造される）という経験をするであろう。それどころか人は、手形を生み出すために取引が導かれることすら見出すのである。このことは、手形の本質の判断に対する重要な影響を有する認識であるが、その認識は、しかしながら手形法の研究者たちによって従来極めてわずかにしか注目されてきていない。この指摘をしているのは、とくに、（ひとが手形をそれによって金銭支払をするために用いることができること）をなるほど認めたが、しかし彼の觀察においてはそれ以上には行かず、そして、（何が手形のもののように認識された利用の結果であるか）そして（いかに

高い程度において商人がまさにこの点において合意しているか）そして（何がこの合意に関連しているか）を認識していたところの、ビュッシュ (Busch) の研究である。我々は、手形を銀行家の手中において觀察する。ここでは手形は、むしろ銀行家の取引の対象として、すなわち商品として登場する。手形を必要とする者は、手形を、それによって取引する銀行家のもつて求める。銀行家は、彼が大部分買入れた、十分に取引揃えられた各種有価証券類を占有している。しかし若干の重要性をもつ銀行家は、彼から離れていく証券を求めに應じて生み出す（手から交付する）ために、不斷に準備した状態にいなければならない。ここでは、ひとは明らかに手形が目的として存在するのを見るのである。銀行家がこの重要な任務を追求するとき、銀行家はこのことを通常彼の最も決定的な利益をもつて行うのである。彼は、彼がこの方法で取り立てようと欲する債権が存在することなしに、手形を創造すべく準備された状態にある。彼は、むしろ、このような意図において彼の掛けられた結合と彼の決定的な信用を利用するのである。何百万という人々が、年々、銀行家からたんなる信用に基づいて手形の振出を受ける。そして、銀行家が、彼が振出したところの手形を費用の出費なしにかつ廉備な入手をもつて埋めるために、合目的な準備をすることは、銀行がこの場合に適用する技術である。銀行家は、国内国外の相

場の状態を観察し、この関連から銀行家は、手形を振り出す時期であるかどうかを認識する。銀行家は、さらに商品取引における諸方向、諸政府の活動と需要を考慮し、そしてそれに基づいて、銀行家は手形を売買に向けて創造するか、あるいは、そうではないとしても手形を需めに応じて振り出す準備状態において自己を保持する。銀行家が手形を作るのは、支払手段としての手形の利用のためではなく、この支払手段を求める人々のために、例えば、外国の土地で買入のための金銭を準備しておこうと欲する旅行者に手形を売却するためである。銀行家の取引においては、手形は、企業全体の目的として現われる。そして目的の最終的な決定は、支払のための手形の利用以外のそれではありえない。ここでは、手形において別の決定、別の利用を考えるすべての可能性は消滅する。

### 第九節

ひとは、銀行家の手中において手形が商品であることに、異論を立てることはできない。しかし手形は、この性質において、手形が支払手段でありしたがって特別の需要の対象であるゆえに、まさに金銭そのものと同様に、商品となる。そしてまた、現金とのこの一致は、そのために存在する施設をひとつが観察する場合に、最も明るい光の中で現れるのである。

銀行家の大規模な店舗と仲立人の営業とは（その結びつきをとおしてこの取引が営まれる）非常に緊密な結びつきの中に立っており、そして、手形をもってするこの取引において商階級を保証するために、手形の相場は、公けの權威のもとに記入される。商人が手形をもって取引する場合に、仲立人、すなわち、取引を仲介する仲介者を利用するかどうかは、ここでは問題とはならない。これらの仲立人取引の状態、範囲、これらの取引を大商業都市で営むかなりの数の人々、彼らが国家から受け取ったところの彼らの公的な性格、手形取引に対する彼らの教示と指示、それらは、注目が向けられなければならないところのものである。手形仲立人 (Wechselsens) は、手形の相場を観察する使命を有する主体を構成する。個々人は、手形の売買を仲立ちすることを指示され、そして、手形取引の諸関係と諸条件について情報と証言を与える官庁として存在している。我々がここで宣誓の義務を負う一〇人から一二人の任用された人々の公的な制度と教示によって公的にかつ日々に商議しているのを見るところのもの、これらの人々が大規模な活動において受け取るころのもの、すなわち、手形の売買、それは、確かに（この緊張を要求するところの）制度の性質を指示する。人が手形取引において（彼の債務を取り立てるために手形を振出す）商人の活動、あるいは、（それをおして債権者が他の債務者をまたは債

務者が他の債権者を保持すべきであるところの)名目的な債権譲渡 (Cessio nominis) 以上に何ものも考えないとすれば、一語でいえば、(それによって手形が成立させられ、引き受けられ、その人にもたらされるべきであるところの)契約が手形における最高の傾向であるとすれば、そのためには、一人の伸立人も国家によって生み出されず、そして、ひとが公的な權威の下で作成し交付する相場表は完全に余計な制度であることになるであろう。ひととはこの制度においてもまた、——交付のためという、——最上位の手形の使命が明瞭に表明され告げられているのを見るのである。手形の流通、それをおして手形が商品となるところの手形による取引、それがこの制度の觀察においても極めてはつきり現れるので、我々は、それを制度の本質とそれの高い目的の考察と研究において見過ごすことはとうていできないのである。

## 第一〇節

もしひとがすべてのこれらの諸關係において手形が紙幣として取扱われ利用されるのを認め、そしてそれゆえ商取引へのまなざしから、ひとが手形それ自体の中に紙幣を認識してよい限りで抽象するときは、ひととは、その場合に、むしろ、ここで問題となるところの手形の特別の形式に突き当たるのである。ひとはこの形式をその他の紙幣の諸形式とは全く異

なつて見出す。それどころか、ひととは、まさにこの形式の中に、何かこの使命と矛盾するところのもの、いずれにせよ何か手形の別の意味を指示するものを見出すのである。なぜならここでは、この利用を許すすべての手形は「この手形と引換えに、テイ、テイ、ウスが支払う、云々、——テイ、テイ、ウスが支払うことを欲する、云々、——ある、いは、この手形と引換えにあなたは支払え、云々」という方式を備えた為替手形であることが、ここで再び言及されなければならないからである。

ここでは、明らかに、別の取引を想起される何かが存在するのであり、そして、最も特別である点は、本来、受取人との交付者の取引にあるのではなく、まず第一にそしてとりわけ支払人との振出人の取引の中にある。数百年を通じて体系家たちの差し違った考察の対象であった形式、そして、そこに真にひとが紙幣以外の何ものも創造されていないことを見ようとする形式は、このことがらにおいて顧慮されないままにおかれてはならない。むしろこの形式をもまた説明しそして問題に対するその關係を探求するという学問的な必要性である。ここでは、暫定的に指摘されなければならない。為替手形の中に振出人の委任を見出す法学者たちは、彼らが為替手形そのものが委任のように響くことを見ているゆえに、そして、彼らが *Angenommen* (引受けた) という語を振出人の申込みに対する回答と解さなければならないと信じるゆ

えに、彼らの問題について確かであると信じている。しかしこれらの証明に対しては、まず何よりも、(支払人(引受人)との振出人の法律関係は、それがどこに向かって打ち立てられるにせよ、まったく全然手形そのものをもってまたは手形上に基礎づけられかつもたらされるのではなく、支払人による手形の受け戻しが手形の外に存在する基準に基づくこと以上に、確かな何物もない)という阻止をもって反対されなければならぬ。だれかが為替手形を振り出そうとしまは振出ししたときは、彼は、それについて支払人に書面で完全なメモを与える。この手紙はアヴィスまたはアヴィス証書 (Avis oder Avisbrief 通知状) と呼ばれる。いかなる商人もこの手紙を怠らない。この通知状の中には手形が記載されており、支払人は、そこから、いつの日に、どれだけ、いかなる(貨幣の)種類で、いかなる満期に支払いうるか、手形がだれに振り出されているかを知る。振出人は、この手紙の中で、支払人がもし手形が呈示されるときは引受をしてくれるように(手形を困らせない、手形に名譽を与える——自らをまず第一に引受に関係づけるすべての表現)、依頼する。振出人は、しかしまた、支払人に資金を供給するために施設のために何をしたかを開示し、または、振出人はたぶんまさに支払人のもとにおいて前提するところの信用を求め、振出人は、支払人に自ら資金を調達するためにとるべき基準につ

いて教えるのである。通常、振出人が手形の中でそれを援用するが、しかしそれは手形の中では全く登場せず、そしてすべてのその他の人々にとって秘密であるところの、この手紙は、委任のすべての要件を含んでいる。あるいは、もっと正しくは、その手紙は、振出人と支払人の間の「あなたがするために私は与える (do ut facias)」または「あなたがするために私はする (facio ut facias)」という契約への導きである。そしてもしそれに対して、支払人が手紙で、私は手形に名譽を与えます、と答えるときは、契約は完全なものとなり、その場合とくに支払人は振出人に対して(支払人は引受けそして支払わなければならない)という義務を負わされる。振出人は、手形外でもまた与えられる。この回答に、もし支払人が手形を困難におとしいれる場合には、支払人に(問題となつているところのもの (id. quod interest)) を求めて訴えを提起するために、自己を結びつけることができる。支払人との振出人のこの手紙の交換の中で、彼らの相互的な関係が基礎づけられるのであって、手形によって基礎づけられるのではない。支払人は、彼に書面でまたは口頭で通知されなかった手形を容易には引き受けないであろう。それどころか、先行する通知なしに引受をなすことは、疑わしいことですらある。そして、公証人が引受の欠缺のゆえに拒絶証書を作成すべきである場合に、公証人に対して与えられる普通の回答は、こ

の手形は通知の欠缺のゆえに引受けられないということである。

このことは、既にそこから支払人に対する振出人の取引関係が明らかにされるために、手形の利用に対する不信を惹起する。なぜなら支払人が手形上に引受をなすことによつて惹起するところのものは、振出人との取引の締結ではなく、むしろ前もつて手紙で完成された取引の結果であり履行であつて、そしてそれゆえに（支払人の引受の中に委託の承諾が振出人に対して生ずる）という觀念は消滅するのである。

しかし為替手形の形式に対する不信は、為替手形の本質を探索することが問題となる場所で、(1)この形式が当事者の意図の中に存するところのものを全く表示していないこと、(2)書式 (Formel) が文法的解釈のすべての基準に従つて解釈されなければならないところのものを実行するために、ひとは、むしろ全く別の形式を用いなければならないこと、の完全な確信にひとが到達する場合に、最高度に達する。実際に（第三者が手形を受け戻し、支払うこと）以外の何ものをも目的としない者は、すなわち徹底してこの書式を用いてはならないのである。この種の誤解は、その者を大きな苦境に置くかも知れない。この者は、とくに彼に対して満期のずつと以前に手形上の遡求が行われることが帰されなければならぬであらう。なぜなら、この手形と引換えにテイテイウス

が支払う」という構文は、手形のスタイルの中で、テイテイウスが給付すべき支払の確約のほかに、さらに同じテイテイウスが、もし彼に手形が呈示されるときは、引受も行うであらうことの確約を含んでいる。そして、「この手形と引換えにあなたは支払いなさい、または、お支払いください」という為替手形のその他の上述した書式は、これと完全に同意義なのである。それゆえ振出人もまた、引受が拒絶されるときは、遡求に服するのである。

### 第一一節

ところで、手形のスタイルの中で、（第三者が支払うであらう）という確約以外の何ものも真に含んでいないあらゆる言葉の組合せは、ザクセンにおいて支払人に宛てられた指図 (gezogene Anweisung) という名称の下に登場している取引、または、支払人に宛てられた指図がザクセンにおいて手形の効力 (Wechselkraft) を取得した後は、これと本質および効果において完全に同じであるところの（至る所でそのように呼ばれている）他地払約束手形 (domicilirten eigenen Wechsel) という種類を特徴づける。

この指摘は、手形法の体系にとつて最大の重要性を有する。本当に為替手形と約束手形はまったく同一の取引の異なる形式であるにすぎないこと、為替手形は約束手形すなわち乾い

た、手形以外の何ものでもなく、ただ（なるほど文字の中には明らかに含まれていないが、それを為替手形の書式の中に取り込む商人の理解に基づいているところの）付加物とおしでのみ約束手形から区別されるにすぎないこと、これらは、ひとがそれ以外の方法で説明しようとして成功しなかったところのもの認識に到達するための鍵である。そしてひとは、そこから、為替手形はこの付加物をもって我々が現在それを知っているところの最も完全な約束手形であるゆえに、為替手形が約束手形を取引から排除したという影響力豊かな理論を創造しているのである。

## 第二節

一人の例外もないすべてのドイツの手形法教師、および、諸定義と諸規定と取り組むすべての手形諸条例は、乾いた約束手形と（為替手形）の間の差異を、プロイセンラント法第二部第八章第八節七、四条もまた設定しているように設定している。同条はいう。すなわち「振出人が支払を自ら給付することを約束するときは、乾いた手形または約束手形が存在し、支払が第三者に委託されているときは、為替手形が存在する」と。この命題は、ある意味において弁護されうる。しかし、それを学派と諸手形条例が採用している意味においては、それはまったく真実ではない。その命題が、単純な支払

約束 (einfaches Zahlungsverprechen) のように響き、そして、そこにおいて振出人自身が支払人としてふるまう手形は、乾いた手形 (trockner Wechsel) と呼ばれる。——これに対して、その中で振出人が（第三者が支払うべきであるという第三者への委託のように）響く表現を用いる手形、または、言葉の組合せが、第三者が支払人として記載されるように選ばれている手形は、為替手形 (gezogener Wechsel) (trafte) と呼ばれる。そうすると、その命題は否定されえないのである。しかしその命題は、ただ外形的な形式の記述だけを与えているにすぎない。そして言葉や言葉の組合せが問題となるときは、ひとがいつでも見るべき機会を見出すところのものは、否定されない。そして、手形と關係を有するすべての人々は、為替手形が上述の定式化、すなわち、何某は支払うべきである云々——きみたちは支払え云々——支払われたし云々——あるいは、この手形と引換えにあなたはお支払ください云々——によって認識されることを良く知っている。しかしそのことがらにおいて問題となっているものは、同じである。それは、だれかが為替手形を振出し、その場合にこれらの書式の一つを用いる場合に、彼はその場合に（第三者に支払を委託すること、または、手形の取得者に第三者が支払うであろうことの保証を与えること）以外の意図をもたないかどうか、あるいは、むしろこれらの言葉の

背後に、そのためにひとがこれらの書式を採用したところの別の意味がひそんでいられるかどうか、という問いである。法学者たちは、このことを認めないようにはみえる。彼らは、約束手形と為替手形の形式の間のあの差異をことからの本質から切り離し、為替手形の認識の源泉のための書式をみている。

そのように法学者たちと立法者たちは考えている。ひとは本當に、その表現が（その受戻しが振出人以外の他の者によつて行われること）を手形のスタイル上もまたもたらさずところのあらゆる手形は為替手形とみなされるべきである、と信じている。それは誤りであり、そしてその場合、約束手形と為替手形の間の本来的な差異は、まったく見過ごされている。

ひとは、約束手形が存在すること——すなわち、法学者たち自身が、彼らの考えによればまさに（それらを振出人自身を受戻すのではなく、それらが所持人に明確にかつ決定的に）所持人が支払を第三の商館から振出の場所とは異なる、しばしばまったく外国の土地で受け取るべきである」というように指図することを告げるところの（約束手形としてのみ認める、そのような手形が存在することを、顧みることなく見過ごしたのである。このことは、もちろん上述の定式化のひとつをもってではなく、その解釈について一般的な了解が存するところの別の定式化をもってである。これらの手形をひとは、手形法において他地払約束手形 (domizilarte eigene Wechsel)

と名づけている。約束手形は、振出人が「この手形と引換えに私は某地における某のもとで支払う」という表現を選ぶ場合に、他地払約束手形となる。純粹に文法的な解釈によれば、なるほど振出人が自身を手形の支払人として競合させるべきであるかのようにみえる。しかしそのようにはそれは考えられておらず、その手形スタイルを所持する何びとによつてもまたそのようには理解されていない。振出人ではなく、ひとが手形法において一般的に支払担当者 (Domiziliat) の名の下に知っているとところの第三者が支払うべきであることは、だれもが知っている。このような手形を満期日に振出人のもとに支払のために呈示しまたは前提することは、いかなる商人にも思い浮かばないのであつて、商人は、もし彼が記載された第三者に満期日に手形を呈示するときは、そこで振出人を直接、または、例えば番頭によつて代理されて見出し、そしてその者の手から貨幣を受け取るのである。一言でいえば、だれでも、振出人が手形を支払おうとしかつ支払うべきなのではなくて、支払担当者が支払人であるであろうことを知っている。それゆえだれでも「この手形と引換えに私は某のもとで支払う」という表現を、まさに手形を振り出すことを意図しないある人が「この指図に對して某が支払う」と書いたかのように理解する。そしてそれゆえ、所持人または呈示人は、手形を満期日に支払担当者が住む場所に送付す

ること、手形をそこで支払担当者の営業区域において支払のために呈示すること、そしてまた、支払が拒絶されるときは、為替手形においてもまた起こるよう拒絶証書を作成するよう指示されていると信じる。その場合、呈示、拒絶証書作成および通知の厳格性が厳しく行われなければならない。さもないと振出人に対する手形請求権は失われる。振出人は「この手形と引換えに私は支払う」という表現にも拘らず、いかなる直接の手形金請求訴訟にも晒されず、ただ償還を求める遡求訴訟の方法においてのみ要求されうる。

それゆえひとが形式から目をそらせ、そのような手形の真の意味と意義へと目を向けるならば、本来、振出人は「私は某のもとで支払う」という言葉をもち、まさに為替手形において言われているところのこと、すなわち、「私ではなく、この手形を満期日に支払うべきでありかつ支払うであろう支払担当者が、支払人である。私はこの受戻しを保証する」ということ、すなわち、まったく正確に「完全に為替手形と同様のスタイルがとられてはいるが、しかしそれが本文の中でただ指図とだけ名づけられているゆえに、為替手形ではなく、そして、本質的にもまた、「某は支払え云々」という言葉は、我々が言葉の文法的解釈に留まるところでは、Assignmentにおけるとはまったく何か別のものを意味しているゆえに、為替手形とは異なっているところの）支払人に宛てられた指

図 (gezogene Anweisung) の振出人が言っているところのことを、言っているのである。

他地払約束手形および指図の振出人は、所持人を支払のために第三者へと指示する——それゆえ振出人は、いまや通常もまたこの第三者が支払うという準備を行わなければならない。振出人は第三者に通知状 (Ansbrief) を送らなければならない。彼は手形を支払うことの委託を第三者に与え、そして手形を受戻すようにさせなければならない。ここでもまた、したがって、それを法学者たちはただ為替手形においてのみ前提しようと欲しているようにみえる。とき委託が登録している。しかし他地払約束手形および支払人に宛てられた指図は為替手形ではなく、(それを一定の事実関係のためにその最も単純な姿における(すなわち支払人としての第三者のない)約束手形よりも)とくに所持人にとりまさに支払担当者が設定されている場所で受けとることが問題となる場合に)有益で有用となしうるところの)約束手形の特別の形式なのである。このような手形はまれにしか生ぜず、それらは手形取引においても存在しない。そしてそれらはサクセンにおいて支払人に宛てられた指図をおして代理されている。しかしそれらは法学者にとつて無視されえない。なぜならそれらは約束手形から為替手形への移行であり、発明と仕上げの連鎖の中の一環であるからである。その意味における附加

物が、為替手形の概念を作りあげたのである。書式はまさにただ他地払約束手形と支払人に宛てられた指図において生ずるところのものだけを表明しているにすぎないのであるが。

### 第二三節

為替手形を振り出す者は、「某は支払え云々——君達は支払え云々——支払われたい云々」などの文言をもつて、確かにむろん支払人が満期日に支払うであろうこともまた言っているが、しかし同時に、さらに言葉の文法的意味の外にある何か別のことを言っている。すなわち彼は、支払人が手形を引き受けるであろうことを約束し、そしてそのために保証に立つのである。この約束（したがって書式においては表現されていない）たる付加物（が、約束手形を為替手形へと移行させ、そして約束手形そして他地払約束手形を（為替手形が約束手形を商人的取引におけるすべての利用から押しつけたことを取引人が正当にも高く評価するところの）利点の分だけ豊かにさせたのである。

為替手形がすべての他の（約束）手形に先立って、そして支払人に宛てられた指図に先立って享受する榮譽は、為替手形が引き受けられる点にあるのではなく、振出人が「この手形と引換えに某が支払う云々」という書式をもって（支払人は引受けを与えるであろう）という約束を与えることにある。

カール・アイネルト『十九世紀における手形取引の需要に應ずる手形法』（四）（庄子）

他地払約束手形と支払人に宛てられた指図もまた引き受けられうる、そしてそのことは極めてしばしば起こる。それをとおしてそれらは為替手形となる。これに対して、言葉の外にあるところのものの中に、そして、取引人がそれにも拘らず言葉の中に見出し言葉の中にある程度押し込めているところのものの中に、支払人が手形の引受を拒絶する場合ですら、なお認めうるところの、後者の決定的な利点が存在するのである。なぜなら、まさにこの引受が振出人によつて予め保証されるゆえに、所持人は、振出人に対して満期日を待つことなしにいつでも、手形が支払人によつて引受られなかったときは、手形法に従つて手続きをとる権利を享受するからである。所持人は、満期日における手形の運命を待つことなしに振出人に償還請求すること（*regrediren*）、少なくとも手形の受戻しによつて保証の給付（*Cautionsleistung*）を設定することを求める権利を有するのである。

それゆえ形式の真正なかつ注意深い評価は、体系の整理のための極めて自然な方法へと導く。それは手形の外形的に様々な諸形式における制度の発生的な単一性（*genetische Einheit*）を説明するのである。

【以上、第二章・第二三節まで】